様式第１号（第３条関係）

室　長	グループ長	参　事	担当者	受　付	水栓番号	受付印

給水装置工事申込書

（宛先）　　年　　月　　日

箕面市上下水道企業管理者

住　所

申込者　フリガナ

氏　名

1　箕面市水道事業給水条例第４条第１項の規定により、次のとおり給水装置工事を申し込みます。

工事の場所	箕面市　　丁目　　番地　　番　　号				
工事の種別	□新設工事（□新設　□臨時　□外部）　□改造工事（□増径　□改良） □増設工事　□撤去工事　□その他　（　　）			建築用途	□住宅　□店舗　□事務所 □店舗付住宅□その他
用　途	□一般用　□湯屋用　□臨時用	戸数	戸	階数	地上　階　地下　階
給水方式	□直結直圧式　・口径φ　　㎜　・給水栓数　　栓　・　　階建直結直圧給水				
	□直結増圧式　・口径φ　　㎜　・給水栓数　　栓　・　　階建直結増圧給水				
	□貯水槽式　・口径φ　　㎜　・貯水槽　　m^3　・高置水槽　　m^3				
添付書類	□位置図　S＝／　□平面図　S＝／　□立体図　S＝　／ □給水管分岐承諾書　□土地使用承諾書　□建築確認通知書（写）　□その他 □設計図書（貯水槽式については、貯水槽以降の給水設備の設計図書（立体図を含む。）を添付すること。）				

2　給水装置工事の申込みに当たり、次の指定給水装置工事事業者に下記の事項を委任します。

氏名又は名称

指定給水装置工事事業者　住　所

代表者　氏名

記

（１）　箕面市水道事業給水条例第５条に規定する給水装置工事の施行、設計審査、中間検査及び完了検査に関すること。

（２）　箕面市水道事業給水条例第２０条に規定する納付金の納付に関すること。

（３）　箕面市水道事業給水条例第３０条に規定する手数料の納付に関すること。

（４）　その他（　　）

3　給水装置工事の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

（1）　水道に関する関係法令、箕面市水道事業給水条例等を遵守すること。
（2）　第三者から異議の申立てがあっても申込者において責任をもって処理すること。
（3）　給水装置の新設、増設、改造又は撤去が必要となる場合は、改めて給水装置工事の申込みを行うこと。
（4）　給水装置の管理を適正に行うこと。

道路種別	□国道 □府道 □市道 □里道 □私道 □その他	道路形状	□アスファルト □コンクリート □砂道	本管	㎜	メーター口径	㎜	戸数	戸	栓数	栓
				給水管	㎜		㎜	戸数	戸	栓数	栓

使用材料

名称	製品番号	製造業者	形状寸法	数量	単位

使用材料					
名称	製品番号	製造業者	形状寸法	数量	単位

設計審査手数料	円	口径別納付金	円
完了検査手数料	円	合計	円

給水装置工事の施行に関し、次の条件を付して承認します。

年　　月　　日

箕面市上下水道企業管理者　　印

条件